

ID: 161

担当部署: 都市建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町道路占用料条例 第4条第1項		
例規番号	昭和61年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (延滞金の徴収及びその額)</p> <p>第4条 延滞金は、督促に係る法若しくは法によってした処分により納入すべき負担金、電線共同溝整備法の規定による負担金又は占用料(以下これらを「負担金等」という。)の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から負担金等の納入の日までの日数に応じ負担金等の額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納入があったときは、その納入の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納入のあった負担金等の額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日